

運営規程

KAIGOALL 福祉用具事業所（販売）

（事業の目的）

第1条 この規程はもみじケア株式会社が開設する KAIGOALL（カイゴオール）福祉用具事業所（以下「事業所」という）が行う特定（介護予防）福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な特定（介護予防）福祉用具（以下「特定福祉用具」という）の販売を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、特定福祉用具の購入者（以下「利用者」という）である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の福祉用具専門相談員は要介護者等のその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。また、特定介護予防福祉用具販売に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持または改善を図る。

3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 KAIGOALL 福祉用具事業所
- (2) 所在地 広島県廿日市市平良二丁目 8 番 13-1 号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理、業務の管理を行う。
- (2) 福祉用具専門相談員 2名（常勤 2名うち 1名は管理者を兼務）

福祉用具専門相談員は特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成を行い、利用者に対し特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるように、特定福祉用具に関する相談援助、特定福祉用具の機能・安全性・衛生状態等の点検、特定福祉用具の使用方法の指導を行う。

(販売費用の受領)

第8条 特定福祉用具の販売を提供した際は、要した費用の額を当該利用者等から支払いを受ける。法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また品目ごとの販売費用等の額を目録に記載し、事業所に保管する。

2. 通常の事業の実施地域を超えて行うサービスの提供に要する交通費については実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から路程 1 kmあたり 50 円を徴収する。また、搬入搬出に特別な措置が必要な場合は利用者等へ事前に文書で説明したうえで、要する費用の支払いに対する利用者の同意を受けることとする。
3. 販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者等に交付する。
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 提供した特定福祉用具の種目・品名及び販売費用の額
 - (3) 領収書
 - (4) 当該特定福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 当該事業所における通常の事業の実施地域は、廿日市市、広島市佐伯区、広島市西区、大竹市とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ 養護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを担当介護支援専門員、市に通報するものとする

(記録の保管)

第11条 居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、以下の記録をその完結の日から 2 年間保存する。

- (1) 利用者に提供するサービスに関する計画
- (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容
- (3) その他各サービスの提供に関する記録

(その他運営に関する重要事項)

第12条 管理者及び従業者の資質向上を図るために研修の機会を以下のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 繼続研修 年 1 回以上